

番号	弁明書における主張	質問書に対する回答書における主張	意見書における主張
1	①大阪支社長は、登記されている役員ではないので、氏名を公にして業務をすることが相当であるとはいえない。個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。 本号は、このような趣旨を受けて個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。 同号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録された行政文書を公開してはならない旨が定められている。 ②取引先名が記載されている文書は見積書と請求書であり、申請事業者の取引先名とともに、見積価格等が明らかになるものである。 一般に、事業者の提示する見積価格等には、その事業者の戦略が反映されていると考えるのが相当である。 このため、公開しないこととした部分は、取引事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、条例第8条第1項第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 また、当該取引事業者が本件事例をウェブページに掲載するかどうかは府の不知とするところである。	開示請求者等がブログやSNS等に投稿する事例があり、誹謗中傷等が行われる具体的なおそれがあります。 本件情報はプライバシーに関わる重要なものであり、一度侵害されると瞬刻に被害が拡大し、回復することが事実上不可能という性質を有しています。 仮に本件情報が公開されると、大阪府との間で書面を交わした場合には、自己の氏名が開示され、その結果プライバシー侵害の危険が及ぶという意識が、社員間に広まること想定され、結果として、社員が業務を十分に遂行することができなくなるといった萎縮効果が生じます。このため、条例第8条第1項第1号に該当します。	
2	①大阪支社長は登記されている役員ではないので、氏名を公にして業務をすることが相当であるとはいえない。個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号の規定に該当するため、また債権債務者登録上においては企業の財務に関する情報であり、これを公にすることにより、企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、条例第8条第1項第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 ②協定書に基づく回答の内容は、個人の人格と密接に関連する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第9条第1号の規定に該当するため、また、当該協定書に基づく回答に係る情報は、その内容に関わらず、暴力団排除等の公益目的外に使用されることで、企業の活動が大きく制限されるため、企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、条例第8条第1項第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 なお、情報公開制度により公開した文書の情報が誰にどのように流通し、使用されるかは推測が及ばないところであるが、協定書の第9条で、当該協定書に基づき取得した個人情報については、暴力団排除以外の目的に使用しないことが定められている。		申請事業者の本件補助金の交付申請から補助金支出までの一連の申請書及び手続きに係る文書に記載のある大阪支社長の氏名は、条例第8条第1項第1号に該当する。 近時、情報公開請求により公開された文書について、請求人が自己のブログやSNS等に投稿する事例があり、中には誹謗中傷など不適切な言動を伴う例も一定数見受けられる。特に、本件では、本件処分によって情報公開制度の趣旨が既に実現されているにも関わらず、審査請求人が、本件補助金にかかる文書の内容に直接関係しない本件法人の従業員の「氏名」の公開を求めていることから、一旦「氏名」が公開されれば、本件法人の従業員に関する情報が投稿され、誹謗中傷などが行われる具体的なおそれがある。 本件情報は、プライバシーにかかわる重要なものであり、一度侵害されると瞬刻に被害が拡大し、回復することが事実上不可能という性質を有している。仮に本件情報が公開された場合、今後、大阪府との間で書面を作成した場合には、自己の氏名が開示され、その結果プライバシー侵害の危険が及ぶという意識が、申請事業者の従業員に広まること想定され、結果として、当該申請事業者の従業員が業務を十分に遂行することができなくなるといった萎縮効果が生じる。 このような萎縮効果が申請事業者の従業員全体に広がれば、本件法人の事業活動に重大な影響を与える可能性があることから、本件情報は、条例第8条第1項第1号に該当する。
3	①大阪支社長は登記されている役員ではないので、氏名を公にして業務をすることが相当であるとはいえない。個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 なお、この決定にあたっては、条例第17条第1項に基づき、同社より徴した意見を参考にした。 ②要件確認申立書の回答（1から8）の内容は、その内容に関わらず、暴力団排除等の公益目的外に使用されることで、企業の活動が大きく制限されるため、企業の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、条例第8条第1項第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 ③取引先名が記載されている文書は見積書であり、申請事業者の取引先名とともに、見積価格等が明らかになるものである。 一般的に、事業者の提示する見積価格等には、その事業者の戦略が反映されていると考えるのが相当である。 このため、公開しないこととした部分は、取引事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であり、条例第8条第1項第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 また、当該取引事業者が本件事例をウェブページに掲載するかどうかは府の不知とするところである。 なお、この決定にあたっては、条例第17条第1項に基づき、同社より徴した意見を参考にした。		
4	大阪支社長は登記されている役員ではないので、氏名を公にして業務をすることが相当であるとはいえない。個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 なお、この決定にあたっては、条例第17条第1項に基づき、同社より徴した意見を参考にした。 条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。 本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。 同号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録された行政文書を公開してはならない旨が定められている。	開示請求者等がブログやSNS等に投稿する事例があり、誹謗中傷等が行われる具体的なおそれがあります。 本件情報はプライバシーに関わる重要なものであり、一度侵害されると瞬刻に被害が拡大し、回復することが事実上不可能という性質を有しています。 仮に本件情報が公開されると、大阪府との間で書面を交わした場合には、自己の氏名が開示され、その結果プライバシー侵害の危険が及ぶという意識が、社員間に広まること想定され、結果として、社員が業務を十分に遂行することができなくなるといった萎縮効果が生じます。このため、条例第8条第1項第1号に該当します。	
5	大阪支社長は登記されている役員ではないので、氏名を公にして業務をすることが相当であるとはいえない。個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号の規定に該当するため、公開しないこととした。 なお、この決定にあたっては、条例第17条第1項に基づき、同社より徴した意見を参考にした。		